Ѻ規則

目

次

鳥取県手数料徴收規則

1

(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火、

◆鳥取県規則第三十七号

鳥取県手数料徴收規則

総総

第一条 地方公共団体手数料令(昭和二十二年政令第三

(手数料の種類及び金額)

るところにより徴收する。

百二十七号)の規定に基く手数料は、

との規則の定め

第二条 手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。

(手数料の納付時期)

第三条 手数料は、次の場合に、これを納付しなければ 料については登録証交付の際引換に納付しなければな ならない。但し別表八十、 百七、 百九、百十一の手数

許可(変更許可)登錄(鑑札の交 各種免許(変更免許、分割免許) は登錄証を交付 申請するとき又

付を含む)登録更新、 登錄換、 認 するとき。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県手数料徴收規則をここに公布する。

規

らない。

昭和二十八年六月十二日

木

鳥取県副知事

武

可手数料

る者は、

市町村長、

民生委員その他これを証明する

K

各種許可証

(書)、

認可証、

証明

交付

(下付)

免許証裏書手数料

標識交付 書、從事証、

(下付) 手数料

指定証、注射済証、

申請をする

と Ø

るとき。

免許証を提出す

各種試験、

檢查手数料

願書(申請書)を

受胎調節寒地指導員指定証更訂手

申請するとき。

歯科衛生士籍訂正手数料

標識再交付、 許可証(書)、

趸 指 許証(狀)、登錄票の書換、再交付

各種認可証、

証明書、從事証、

趸

願書(申請書)を 提出するとき。

歯科用金地金割当手数料

割當の通知をす

(号外) 第 52 号

金曜日

鳥取県公報

第五条 が特に必要と認めた場合はこの限りでない。 (既納の手数料) 旣に納付した手数料は、還付しない。

> 但 し知事

しなければならない。

にふさわしい資格を有する者の証明書を知事に提出

第六条 (過 詐偽その他不正の行爲により手数料の徴收を免

れたものについては、 その徴收を觅れた金額の五倍

K

月鳥取県規則第三号)

相当する金額以下の過料を科する。

ح の規則は、 公布の日から施行する。

1

2 次に掲げる規則は廃止する。

保母試驗手数料徵收規程 (昭和二十三年十月鳥取

県

規則第七十五号)

昭和28年6月12日

收規則 家畜商免許証書換交付手数料及び同再交付手数料徵 (昭和二十六年三月鳥取県規則第七号)

浴又は投藥を受 檢查、注射、 記入をするとき。 けようとすると 申請書を提出す 提出するとき。 第四条 できる。 必要があると認めた場合は、 (手数料の減発 覽手数料 免許漁業原簿又はその附属書類閱 れる者 貧困その他减免を必要とする事情があると認めら 国及び地方公共団体 知事は、次の各号の一に該当するもの又は特に 手数料を减発することが るとき。 とき。 閲覽を請求する 1 3

数 料

家畜の檢査、

注射、

藥浴、

投藥手

購入割当記入手数料

るとき。

証明書更新手数料 狀再渡手数料 定証、注射済票、 手数料及び鑑札

前項第二号の規定による減免の申請をしようとす

鳥取県家畜健康証明書交付その他の手数料徴收規則 (昭和二十六年九月鳥取県規則第五十九号)

米飯提供業者登錄手数料規則(昭和二十五年十一月鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう精業者並びに 鳥取県規則第八十二号)

鳥取県船鑑札交付手数料徵收規則(昭和二十七年) 規則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十一号) 主要食糧卸売販売業者に対する購入割当記入手数料

鳥取県漁業申請等手数料規則 取県規則第五十一号) (昭和二十六年八月鳥

鳥取県狩猟関係手数料徴收規則 (昭和二十六年三月

鳥取県規則第十一号)

二十四年十月鳥取県規則第九十七号) 鳥取県生繭売買叉は仲立許可手数料徴收規則 (昭和 九月

鳥取県規則第九十号)

鳥取県建設業者登錄手数料規則(昭和二十四年

1

円

														00	08	1
5	昭和	128年	6月	12日	Ś	湿	i	鳥	<b></b>	<b>表</b> 公	操 く	Ž	(号角	<b>针)</b> 第	§ 52	号
三十四	三十三	=+=	三十一	= +	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	= + =	<u>-</u> + -	<u>-</u>	二十助	十九 助	十八保
看護人業務從事証交付手数料	看護人免許狀再交付手数料	看護人免許狀書換手数料	看護人免許手数料	乙種看護婦試験手数料	看護婦業務從事証再交付手数料	看護婦業務從事証書換手数料	看護婦業務從事証交付手数料	看護婦免許狀再交付手数料	看護婦免許狀書換手数料	看護婦免許手数料	助產婦業務從事証再交付手数料	助產婦業務從事証書換手数料	助產婦業務從事証交付手数料	5產婦名簿謄本下付手数料	9產婦名簿登錄手数料	K健婦業務從事証再交付手数料
三百円	百五十円	百円	三百円	二百円	百五十四	百円	三百円	百五十円	百円	三百円	百五十円	百円	三百円	三百円	百五十円	百五十円
四十八	証明	四十七	証明書	四十六	四十五	料	四十四	四十三	四十二	四十一	四十	三十九	三十八	三十七	三十六	三 十 五

藥局開設登錄更新手数料 藥局開設登錄票再交付手数料 藥局開設登錄票書換手数料

医藥品販売業登錄手数料

= Ŧī. \_\_\_ 百 \_\_\_ Ξ

干

円 円

百 百

ା

円

百

藥局開設登錄手数料 保母試驗手数料

百 干

四 四 四

書交付手数料

Ŧī.

百

耳

医薬品配置販売業の配置員身分

医藥品販売業登錄更新手数料

五. 二

百百

円 円

医藥品販売業登錄票再交付手数

医藥品販売業登錄票書換手数料

書書換手数料

百

円

医薬品配置販売業の配置員身分

医藥品配置販売業の配置員身分

<b>登錄手数料</b>	榜從事証再交付手数料	
百五十円	百五十円	
三十六 看護人業務從事証再交付手数料	三十五 看護人業務從事証書換手数料	
百五十円	百円	

Ŧī. 兀 Ξ \_ 第三条第二項及び第九条第二項を削る。 則第二十号)の一部を次のように改正する。 十四年九月鳥取県規則第八十八号) 鳥取県煙火叉はがん具用普通火工品生産許可手数料 栄養士免許その他の手数料徴收規則 及び産業用火藥類使用許可手数料徵收規則(昭和二 九月鳥取県規則第六十四号) 行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥 許手数料 付手数料 理容師若し 理容師又は美容師試験合格証明書交 理容師又は美容師試験手数料 栄養士免許證再交付手数料 栄養士免許手数料 栄養士免許証書換手数料 くは理髪師又は美容師免 (昭和二十三年 百五十円 Ŧī. 百 Ξ 百 == 取県規 百 百 百 円 円 四 円 円 十 一 十 五. 十四四 十三 七 十六 十二 あんま師、はり師、 道整復師の試験手数料 許証再交付手数料 許証書換手数料 柔道整復師の免許書換手数料 道整復師の免許手数料 柔道整復師の発許証再交付手数料 理容師若しくは理髪師又は美容師免 あんま師、はり師、 あんま師、はり師、 理容師若しくは 保健婦免許手数料 あんま師、はり師 保健婦業務從事証交付手数料 保健婦免狀再下付手数料 保健婦免許狀書換手数料 保健婦業務從事証書換手数料 H 髪師又は美容師免 きゆう師及び柔 きゆう師及び きゆう ら師及び柔 が師及び 百五十円 百五十円 Ξ 百 -百 Ξ Ŧī. 百 百 百五十円 百円 百 百 百

円

四

円

333

Ç 4

1

円

Ŋ

Ŧi,

溶性サツカリン、

ズ

ハチン、

五十八

食肉販売業許可手数料

干

円

円 円

円 円

円 円 円

干

円 円

千

円

十九 証明書更新手数料 証明書再交付手数料 医藥品配置販売業の配置員身分 \_ 五 百 百 円 円 五十七 及び マ 飲用牛乳類似品製造業許可手数 ガリ ンの製造業許可手数料  $\equiv$ Ξ

Ž

16

į .

七十九 七十八 七十七 七十六

+

政令第三百三十号)第五条の五第一項

の規定に基く米飯提供業者登錄手数料

(号外) 第 52 号

+ その他の営業し

建設業法(昭和二十四年法律第

百号)第十二条の規定に基く知事の登

錄に係る建設業者登錄手数料

Ξ

千

円円

八十四 八十三 八十二 診療所開設許可手数料 病院の使用許可証交付手数料 病院開設許可手数料

> \_ \_

千 Ŧ.

八十八 八十七 八十六 歯科衛生士試験手数料(学説試助産所の使用許可証交付手数料 助產所開設許可手数料

験又は実地試験のみの場合は四百五十 円

九十 八十九 歯科衛生士籍訂正手数料歯科衛生士籍登錄手数料

歯科衛生士免許証再交付手数料

三百円 百五十円円

八百五十円

千五百円

九十一

ホ

通旅館

感 冒

家畜藥浴手数料 その他血清類

ニユーカツスル 病

百五十円 百五十円

の規定に基く家畜檢査証明書交付手数

五五 七 百 百

八十五

診療所の使用許可証交付手数料

Fi.

百

円 円

Ŧī.

百

ЩЩ

70

百 百 +

家畜商免許証再交付手数料

家畜商免許証書換交付手数料

狩猟免許狀再渡手数料

生繭の売買又は仲立許可手数料 千 百

食糧管理法施行令(昭和二十二年

円円円円円

十一条において準用する場合を含む)

七十五

家畜伝染病予防法第八条(第三

Ŧī. 円

易 族

館

八

百

円

百五十円

数料

ラ

1 ク

=

ン

グ

師免許証再交

百十

主要食糧卸売販売業者登錄票書換

昭和28年6月12日

1

7

IJ 1

=

ン

グ

師免許証書換手

百九

Ξ

百

円

手数料

百

円

金曜日

九十八

ドライクリ

=

ン

グ師試験合格

百

円

百七

主要食糧小売販売業者登錄手数料

九十七 ドライクリ

Ţ

=

ン

九十九

ドライ

・クリ

1

=

ン

グ師発許手数

百八

百

円

証明書交付手数料

主要食糧卸売販売業者登錄手数料

八百 Ŧ

円 円

Ξ 八 百 百 円 円

地金販売業認可証再交 グ師試験手数 Ŧī.

\_ 百

百

円

鳥取県公報

九十六 歯科用金

付手数料

九十五

歯科

用金地金販売業認可証書換

手数料

手数料

円

犬の

百六 料

百四 百五

犬の狂犬病予防注射手数料

犬の狂犬病予防注射済票交付手数

狂犬病予防注射済票再交付手

Ξ 4. 円

百五十円 円 Ξ + 円

百 円

百五十円

百 円

百三

Ŧī.

00085

(号外) 第 52 号

九十四

歯科用金地金販売業認可証交付

九十三 九十二

歯科用金地金割当手数料

Ŧī.

+ 百

円 円

付手数料

·\*\*,

死体保存許可手数料

百二 犬の登錄(鑑札交付を含む)手数

犬の鑑札再交付手数料

=

主要食糧小売販売業者登錄票書換 丙

百

円

(号外) 第 52 号

交付手数料及び抄本交付手数料

発許漁業原簿(漁業図を除く)

謄本 用紙

令第二百九十二号)第十条の規定に基

札交付手数料

Ú

~14

 $\tilde{\mathbf{q}}^{cpl}$ 

E.

11 昭和28年6月12日

汽船及び機関を有する帆船

一隻につき

千

百三十一

五とん以上の漁船を使用して

七

百

円

第一項の規定に基く漁業許可申請手数 第六十六条第一項及び第六十六条の二 **う漁業に係る漁業法第六+五条第一項** 

船鑑札交付手数料

機関を有しない帆船

一隻につき

百

行う漁業に係る漁業法第六十五条第一

項第六十六条第一項及び第六十六条の

円 円

百二十九

船鑑札規則第十一条(第九条

係る部品

を除く)

の規定に基く船鑑

二第

一項の規定に基く漁業許可変更

金曜日

百二十八

船鑑札規則(明治四十年逓信

省令第二十四号)第四条の規定に基く

手数料

Ŧī.

+

円

百三十

五とん以上の漁船を使用して行

一隻につき

百五十円

積量の変更以外に係る場合

につき

Ŧī.

百

円

機関を有しない帆船

一隻に

つき

七百五十円

汽船及び機関を有する帆 量の変更に係る場合

く発許漁業原簿又はその附属書類閱覽

鳥取県公報

手数料

用紙一枚につき

百五十円

く漁業図謄本交付手数料及び抄本交付

百二十七

漁業登録令第十条の規定に基

百二十六

漁業登錄令第十条の規定に基

一枚につき

百

田

百 百

Ŧ

米穀とう精業者登録手数料

百十七

(号外) 第 52 号 10

百十三 同再下 鳥獸飼養許可証下付手数料及

·付手数料

百十四 行政書士試験手数料

百十五 百十六 集乳業許可手数料 行政書士登錄手数料

購入割当記入手数料 主要食糧卸売販売業者に対する

百十八

百六十七号)第十条の規定に基く漁業 権免許申請手数料 漁業法 (昭和二十四年法律第二

漁業法第十四条第四項(同条第

百十九

規定に基く共有認可申請手数料 七項において準用する場合を含む)

漁業法第二十一条第三項の規定

千

円

申請手数料

漁業登錄令

(昭和二十六年政

67

七

百

円

含む)の規定に基く休業中の漁業許可

(同条第五項において準用する場合を

3.

千

Ø

\_ 百 円

申請手数料

\_

百

円

二十七条第二項において準用する場合

を含む)の規定に基く漁業権移轉認可

百二十四

漁業法第三十六条第一項、

円

干 七 百 円円円円

百二十三

漁業法第二十六条第一項

(第

百

円

 $\mathcal{H}$ 百 五 十 百

百二十二

漁業法第二十四条第二項

の規

七

百

円

手数料

定に基く定置漁業権を目

的とする抵当

権設定認可申請手数料

百 円

八

百

円

百二十一

千

漁業法第二十二条第一項の

漁業権存続期間延長免許申請

米穀とう精業者登錄票書換手数

定に基く

漁業権分割又は変更免許申請

規

円

に基く

百四十三 温泉法第八条第一項の規定に

く土地堀さく許可手数料

八

千

円

基く增堀許可手数料及び動力裝置許可

(号外) 第 52 号

鳥取県公報

百四十四

興業場営業許可手数料

手数料

(号外) 第 52 号 12

百三十三 百三十二 百三十五 百三十四 二項の規定に基く受胎調節実地指導員 第一項の規定に基く受胎調節実地指導 員指定証再交付手数料 証更訂手数料 の規定に基く受胎調節実地指導員指定 第三十二号)第十条第一項の規定に基 護法施行規則(昭和二十七年厚生省令 律第百五十六号)第十五条及び優生保 可申請手数料 標識交付手数料 **く受胎調節実地指導員指定証交付手数** 優生保護法施行規則第十条第 優生保護法施行規則第十四条 優生保護法(昭和二十三年法 優生保護法施行規則第十二条 三百五十円 百  $\equiv$ 百 百五十円 百 円 Щ 円 百三十九 百三十八 百四十 百三十七 手数料 二十六年法律第二百二十六号)第六条 ス線技師免許証裹書手数料 第七条第二項の規定に基く診療エツク 技師免許証書換手数料 条第二項の規定に基く診療エツクス線 師免許証再交付手数料 第二項の規定に基く診療エックス線技 の規定に基く診療エツクス線技師発許 員標識再交付手数料 第二項の規定に基く受胎調節実地指導 (昭和二十六年厚生省令第三十三号) 診療エツクス線技師法施行規則 診療エツクス線技師法(昭和 診療エツクス線技師法第十三 診療エツクス線技師法第八条 溫泉利用許可手数料

百三十六 優生保護法施行規則第十四条 百四十

1

1 1

\* 1

4 1

百四十二

溫泉法(昭和二十三年法律第

百二十五号)第三条第一項の規定に基

Ŧī.

千

円

千

 $\equiv$ 

假設興業場 常設興業場

円 円 円

Ξ Ξ 千 干 千 円

金曜日

百四十六

公衆浴場営業許可手数料

百四十五

旅館業営業許可手数料

13 昭和28年6月12日

16 13

 $\equiv$ Ξ

千

百 円 円

円

百

五十円

百

 $\equiv$ 

百

円

円

百